

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所第3号機の設計及び工事計画認可申請(原子炉冷却系統施設の主要弁の改造))【7】」
2. 日時：令和4年9月1日 15時35分～16時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者：(※・・TV会議システムによる出席)  
原子力規制庁：  
(新基準適合性審査チーム)  
鈴木主任安全審査官、伊藤安全審査官  
  
四国電力株式会社：  
設備保全グループリーダー※ 他4名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
・資料1 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁の伊藤です。それでは片野辨野改造についてヒアリングをこれから始めたいと思います。
0:00:10	本日はですね本日ご提出いただいている補足説明資料、
0:00:18	について、
0:00:20	確認をさせていただきます。
0:00:25	今回ご提出いただいて、
0:00:27	たんですけれどもちょっとまだわからない部分があるので、
0:00:32	とですね申請書の補正ののですか補正の資料 8。
0:00:38	品質、
0:00:41	マネジメントシステムの説明書に沿った形でちょっと確認をしていきたい と思います。
0:00:52	差し支えなければ、質問から入りたいと思いますけれども、よろしいで しょうか。
0:01:00	四国電力の中尾ですよろしくお願いします。
0:01:05	はい。季節をイトウです。それではちょっと資料 8 の中でですねこちら側 の理解、
0:01:13	の流れでちょっと確認をしていきたいと思います。
0:01:20	まずですね資料 8-1 の 18 ページですかね、(3)設工認の作成。
0:01:31	のところで次のページのポツ要目表の作成とあります。
0:01:37	ここで設計 2 の設計結果を取りまとめた図面等の設計資料をもとに次 長規則別表第 2 の、
0:01:47	要件に従って必要な事項を
0:01:50	要目表とか図面に取りまとめるという記載がありますと。
0:01:55	で、設計に、
0:01:57	何をしているのかというところで、
0:02:03	資料 8-1 の 13 ページですかね。
0:02:08	括弧 2 で設計 2 の説明がありますと。
0:02:15	で、
0:02:16	II 確保 8-1-13 の a ポツで、
0:02:21	第 3-3-1 表に示す要求種別ごとの主な設計事項に示さ内容につい て、
0:02:29	品質記録や調達図書インプットとして、
0:02:35	設計の方針を定めるというふうに書いてありますと。
0:02:41	で、第 3-3-1 章の中で主な設計事項の中に、治療設計と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:50	ということが書かれていますと、まず、一応確認しておきたいのは、
0:02:57	この 8-1 の 13 ページの (2) の a ポツのところで、要目表に書く。
0:03:06	先方、
0:03:08	の値が決められているという理解で合ってますでしょうか。
0:03:24	四国電力の中で少々お待ちください。
0:03:27	規制庁イトウで承知しました。
0:06:31	四国電力の仲です。お待たせしました、いえ、規制庁殿を認識で相違ありません。
0:06:38	以上です。
0:06:40	はい。規制庁井藤です。そうしましたありがとうございます。それで、そうだ。もう一つちょっと今回書いていただいているところにも関係するんですけれども、
0:06:54	それと、
0:06:55	はい、一応ここまでの話は今回の弁 AB の話だけじゃなくて平成 19 年の干支弁 C についても、
0:07:07	今回品質保証活動を、大きな変更はないということだったのです、延伸についても当てはまる話だと思って聞いているんですけれどもその理解で正しいですか。
0:07:19	四国電力の八鍬です。その認識で問題ありません。
0:07:23	はい。規制庁井藤です。わかりました。それで 1 点質問なんですけれども、この
0:07:30	平成 19 年の弁士への取りかえのときの設計図書 3C というのは、
0:07:38	今回補足説明資料の 10 ページに書いてあるのが工事の調達の中で、出資した設計とするとあるんですけれども、これは、
0:07:49	資料 8 の 8-1 の 13 ページで言う、
0:07:55	品質記録、
0:07:57	なのか、調達図書なのか、どちらに該当するかという点を教えてもらえますか。
0:08:24	四国電力の仲川です。調達図書の方に該当します。
0:08:30	廃棄施設をイトウです。調達図書、それ、そうすると、今回の補足で、
0:08:39	取れている記録に該当するというのは、正確な表現ではないということでしょうか。
0:08:58	それとも後から品質記録になるといったようなそういうイメージでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:08	四国電力の中川です。補足説明資料の 10 ページで、記録と書かしていただいたのはですね、添付 8 の 8-1 の 36 ページにある 3.7-1 の表の、この記録の
0:09:22	位置付けというところの記録というところで、そのように記載させていただいております。
0:09:30	政党イトウれ数ちょっと今のところなんですけれども、第 3-7-1 表ということだと、これ、
0:09:41	3-7-1 の文章。
0:09:44	及び記録の管理のところなので、資料 8-1 の 13 ページでいうと、
0:09:51	AとAポツの 2 行目で、37-1 で管理されている品質記録という記載があるんですけれども、品質記録っていうことになってしまう。
0:10:01	いませんかね。
0:10:55	四国電力です少々お待ちください。
0:10:58	瀬戸イトウです。承知しました。
0:14:11	四国電力の中川です。先ほどの件ですけど調達部署として、ちょっと調達に基づく記録として管理していると。
0:14:21	いうところで調達図書でもあるんですが、最終的には記録としてこの 3.7-1 の表の供給者から入手した設定年という位置付けで管理されております。以上です。
0:14:36	瀬戸イトウです。衛藤最終的に 3-7-1 の記録として管理されるというその最終的にというのは、どのタイミングなんですかね要目表。
0:14:48	末クルーは業務課が作られる前なのか、後なのか。
0:14:55	いかがですか。
0:14:57	四国電力の仲川ですが、平成 19 年の時でいうと、平成 19 年の購入を作成する際に、それをエビデンスとして、
0:15:08	使うと、それが既工認として、資料が作成されるというところをもって既工認のエビデンスとした記録として、最終的に管理されている。
0:15:21	規制庁伊藤です。そうするとまず調達塗装として入手してそれを、
0:15:29	品質記録化してそのあとで、要目表の
0:15:35	あたりの記載の根拠としたという現状ですか。
0:16:26	あ、四国電力の仲川です。その後任の前に品質記録化して、後任に作成するというよりは、既工認が品質記録として最終的になる際に、
0:16:39	このエビデンスとした記録も品質記録となるというそういう位置付けになり、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:45	すいません今、木藤イトウです今機構人とおっしゃったのはいつの工認のことをし、と言ってますか。
0:16:54	平成 19 サンシーに関して言うと平成 19 年の後任が、
0:17:00	機構に文香されるタイミングという、
0:17:03	そうすると、まず儘田さん手話調達図書ですと、到達度ショートし、をインプットとして要目表作りましたと。
0:17:14	で作った後に
0:17:17	認可されて品質記録となりましたとそういうことでしょうか。
0:17:24	四国電力の中にその通り別訂正ですから認可したタイミングでなくて、我々が申請したタイミングです。
0:17:33	規制庁イトウ際申請申請したタイミング。
0:17:37	なるほど。なるほど。そうする等、いや、すいませんやはりそうすると、補足説明資料の 10 ページの記載は、
0:17:47	記録に該当するから、
0:17:50	要目表記載値として妥当であるというよりは、調達図書、
0:17:56	だからという。だから、業務局長 1 年座等であるっていう。
0:18:01	方が正しいのではないですか。
0:18:08	四国電力の中です。我々ちょっと今の記載が最終的な申し上がった段階での記載という形で書かしていただいていたんですが、おっしゃられる通りですね
0:18:20	要目表を作成する途中段階における、この当初の扱いとしては調達訴訟がふさわしいものと考えています。おっしゃる通りかと思ってます。以上です。
0:18:34	はい。規制庁井藤です。
0:18:37	要目表作成段階においては調達とそれあったということで、
0:18:42	承知しました。はい。
0:18:45	はい、一応ここまでで、
0:18:49	要目表の作り方として、品質記録を基にするやり方、今回の
0:19:00	辺B、
0:19:02	言えば 1Aとか 1Bをもとにそういうやり方と、
0:19:07	調達図書をもとにするやり方、平成 19 年の弁士取替時の 3Cをもとにするやり方。
0:19:16	二通りQMS上は可能であるんだなというところは、わかりました。
0:19:25	で、その上で、その上でなんですけれども、
0:19:32	やはり今回の弁ABの申請の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:38	要目表を見た時にですね非常に
0:19:44	誤解を生みやすいんですよ。
0:19:48	結局同じ辨野を同じ便なのに寸法変更、
0:19:54	なっていると、先方測る場所が変更になっているので寸法変更されていると。
0:20:05	それで、今回、
0:20:08	前々回からですかね、説明に書いてもらっている
0:20:13	新規制基準施行時に、一旦
0:20:19	今回の変更前の値を変えているから、
0:20:22	今回の申請で変更前の値にそのまま入れているという、
0:20:28	ところなんですけどこれは、
0:20:31	必ずしもす。そうする。
0:20:35	そうするしかないということではなくて、
0:20:38	平成 19 年の弁士の取り返すと。
0:20:41	同じように、測る場所が違っているから、その
0:20:49	変更後の場所の変更前の数字を書くという手段も、QMSはあり得るもの。
0:20:56	なのだと理解しています。
0:21:00	で、
0:21:07	それで、どちらが、
0:21:11	崩壊を生まないかという多分、
0:21:14	衛藤。
0:21:17	平成 19 年の弁士のときのように書く方が、
0:21:23	公開はないのかなというふうに考えていますと。
0:21:26	すいませんちょっと
0:21:28	二つやり方があると思ってまして、平成 19 年のように書くか。
0:21:34	或いは、今回の変更前は、新規制の時の数字を書くとしてもですね、
0:21:42	要目表の注記なりで、
0:21:48	今回寸法をはかる場所が変わっていった数値が変更になっている。
0:21:54	変更後の先方測る場所の、
0:21:58	すってのは変更前の変更後でもこれこれと一緒にであると。
0:22:04	というような説明があれば、非常に申請書を見る側としては、
0:22:11	わかるのかなと考えています。
0:22:14	結局これが事前面談時とかにわからなくて、今までこうここ来ている。
0:22:22	わけなので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:25	すみませんちょっと今二つ、
0:22:30	案というか、やり方を
0:22:33	と申し上げたんですけれども、四国電力側としての考えを聞かせてもらえますでしょうか。
0:22:44	四国電力松原でございます。今おっしゃられる伊藤さんの方のおっしゃられた内容については理解いたしました。これまで審査の中で同仕様の弁ということをご説明させてもらっておりますけれども、
0:23:01	それではやはり不十分で、申請書としてそこら辺を明確にすべきという、そういうご意見ということでしょうか。
0:23:12	決をイトウです。申請書上で現れているべきであると、そういうことです。はい。
0:23:20	規制庁スズキでちょっと補足しますと、
0:23:24	平成 19 年の時の設工認を作る、要目表作る時の変更前の数字の、
0:23:35	根本。
0:23:37	と今回のA弁AとBの。
0:23:40	根本が違うということ。
0:23:45	が、
0:23:46	すでに食い違いがあって、結局、弁、ABC最終的に並べたときに、おんなじ寸法になっているっていうのはわかるんですけれども、申請書です。
0:23:57	わかるんですけど、
0:23:59	弁Cは、
0:24:00	今野氏、
0:24:02	当時の平成 19 年の
0:24:04	申請書を見る限りにおいては寸法を変えてないんだなって。
0:24:09	弁ABについては、今回の申請書を他の人が見たときに、あそこを変えたんだな。なんで、
0:24:17	ABCで違う弁使ってるんだらうって、使ってたんだらうっていうふうに誤解しない。
0:24:24	ことがやっぱり重要かなっていうふうに思っていて、
0:24:27	それを解消するために、
0:24:30	QMS上はどちらでも問題ないかったとしても、誤解しないような書き方を、今回もした方がいいのかなというところで、井戸の方から、
0:24:42	やり方はちょっとあると思いますけどねっていう話をしたというところですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:48	こちらの
0:24:51	懸念してるところはご理解いただけただけでしょうか。
0:24:57	四国電力松原です。理解いたしました。
0:25:01	おっしゃられたやり方はいろいろあるかと思っているんですけども、
0:25:09	これまで説明させていただいていたところで再稼働の時にですね、工事がなかったというところで、
0:25:20	少しCの時と違う数値を、4号に記載することになったというところで、
0:25:26	我々として今回の工事ですね、数値としてはそろいますので、
0:25:32	それが大事かなというふうには認識しているんですけども、その過去のずれていると、記載が違う、違う弁がついていたんじゃないかと。
0:25:45	いうところも、やはり解消しておくべきというところでしょうか。
0:25:51	規制庁鈴木です。そこはですねやはり変更の経緯が、
0:25:57	我々としては申請書でしかわからないので、そのところは、何かしらわかるようにしといて、
0:26:05	もりたいというのがこちらの趣旨です。
0:26:15	四国電力松原でございます。そうなった場合にですね
0:26:24	お話された今後の取り扱いというのは、
0:26:28	例えば同じ数値というふうになった場合には、どのようにお考えか。
0:26:35	なのかをちょっと教えていただければというふうに思うんですけども、規制庁鈴木です。変更後については同じ数字になっているので当然、
0:26:43	誰も疑うこともなく弁ABCを同じ系統の同じ位置に属する弁なので、同じもんだな、なんだろうなというふうに、
0:26:54	解釈すると思いますのでそこは特段気にすることはないと思ってるんですけども。
0:27:00	答えになってますでしょうか。
0:27:03	四国電力松丸届け出とか認可とかという話があったかと。
0:27:09	思うんですけども、その辺りというのは、
0:27:12	何か、
0:27:14	ありますでしょうか。規制庁鈴木です。今回、弁ぶただけじゃなくて弁箱の方も変えるということですので、
0:27:22	弁ばこの方の手続きに引っ張られると我々思っていて、
0:27:27	特段そこはわざわざ分ける必要はない、今更ないと思っています。
0:27:35	四国電力の仲です。ありがとうございます。で、直近確認なのが、仮に今回の弁蓋だけが、今、変更であった場合に先ほど伊藤様からいただいた、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:48	その注記で仕様としては変わらないってことを記載するもしくは、●●(非開示情報)、記載、数値を変更後と同じ数値に変えてしまうと。
0:28:01	いう案があったと思うんですけどこれ、いずれの場合でも、仮に弁蓋だけがそのような状態であれば、届け出という、
0:28:11	位置付けになるという理解というかどうかでしょう、規制庁スズキですそこについては、現状の設工認手続きガイドの中で、
0:28:19	届け出の方で読めれば、そういうふう解釈したとして、そういう手続きをなされる分には我々としては構わないと思います。
0:28:29	そこその解釈だと思っておりますので、
0:28:33	手続きとして何が適切かどうかは、今のガイドの方を、
0:28:40	読んでいただいた上でどう四国電力として判断したかというところだと思います。
0:28:49	四国電力の仲です。ありがとうございます。
0:28:59	規制庁井藤です。衛藤。
0:29:03	念のためちょっと形確認しておきたいんですけど、現場この方の
0:29:10	今回の変更後の、
0:29:13	値っていうのは、特にその設計と長さんの、
0:29:19	今回の 0033Aとか 3Bに書かれているような値ではないという理解でいいですかね。
0:29:30	四国電力の仲ですその理解で問題ありません。
0:29:33	規制庁伊藤です承知しました。
0:29:36	それで、今回はいい。
0:29:45	すいませんそそう松倉さん。
0:33:06	補正。
0:33:08	しますか。
0:33:34	木曾イトウですいませんお待たせしました。
0:33:37	はい。それでちょっと、今まで話してきた中で干す要目表の記載について何らか、
0:33:49	変更の必要があるかなというところで話してきたんですけどもそうすると、
0:33:57	補正が必要になるのかなと。
0:34:02	思いますけれども、四国電力側としてそのような認識でいますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:11	四国電力松原でございます。ちょっと主事こちら側でもですね少し検討させていただいて早急にまたご回答の方さしていただきたいと思えます。
0:34:21	はい。規制庁伊藤です。
0:34:25	あ、すみませんちょっと待ってください。
0:34:52	瀬戸イトウです。江藤。すみません。今後の対応のつ四方については検討させていただいて回答をいただくということで承知しました。それで、ちょっと最後、お願いしたいのが、
0:35:06	今回、資料を出していただきますし、
0:35:10	補足説明資料の、
0:35:12	10 ページの記載ですね。
0:35:16	このところについて、
0:35:22	今回
0:35:23	今日のヒアリングで資料発意に基づいていろいろ確認をしていった。
0:35:28	は形です、
0:35:30	10 ページの記載をですね資料 8、
0:35:35	で使われていることバーを用いる。
0:35:39	形で書き直して、
0:35:43	いただければと思うんですけどもその対応は可能でしょうか。
0:35:53	四国電力の仲川ですが、それは平成 19 年のものも、
0:36:00	仮に、今回の添付資料 28 に、
0:36:04	当てるところなるというそういう説明をするということでしょうか。規制庁伊藤です。はいその通りです。一言何か注記で今回の当てはめるとしてみたいなことを書いていただいても大丈夫ですはい。
0:36:19	四国電力の仲です。了解しました。そのように修正いたします。
0:36:24	はい、瀬戸イトウですよろしくお願いいたします。
0:36:34	はい。すみません。先ほどの今後の対応方針についてですけどもいつ頃決まるかというめどがあれば教えてもらえますでしょうか。
0:36:48	四国電力松原でございます。
0:36:51	数にはご回答できると思えます。
0:36:56	はい、規制庁イトウです。承知いたしました。はい。それでは
0:37:06	はい。衛藤規制庁側から今日お伝えしたかったことは以上です。すぐ電力側から最後に何かありますでしょうか。
0:37:16	はい。四国電力は大丈夫です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:18	はい。季節をイトウです。それでは引き続きよろしく申し上げます本日のヒアリングは以上としたいと思います。ありがとうございました。
0:37:29	ありがとうございました等ございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。